



【お問い合わせ】
所沢市 福祉部 障害福祉課
ところざわし ふくしふ しょうがいふくしか

TEL 04-2998-9116 FAX 04-2998-1147

メール a9116@city.tokorozawa.lg.jp



をつくりました！

わたしたちの住むまち所沢には様々な人がいます。障害のある人もその一人です。
しかし、障害のある人にとって利用しにくい建物や設備、交通手段、障害に対する
無知や無関心など、社会参加を妨げる様々な障壁が今なお存在しています。
障害のある人もない人も、共に助け合い、認め合い、人と人との絆を感じることの
できる「共生社会」をつくるためには、障害への理解を深めることが大切です。
このパンフレットを手にすることで、その1歩としていただければ幸いです。

発行：所沢市福祉部障害福祉課



1. 障害のある人もない人も共に生きる社会づくり条例とは？

◇はじめに

障害者差別解消法の考えに基づいて、障害のある人の社会的障壁を取り除くことにより、

障害のある人もない人も共に助け合い、

認め合い、人と人との絆を

感じることのできる

「共生社会」を目指して、

つくった条例です。



◇条例の基本となる考え方（基本理念）

- (1) 障害のある人が権利主体であり、その権利を尊重する。
- (2) 障害の理解を深める。
- (3) 障害のある人が地域において自立した生活ができる。
- (4) 手話その他の形態の非音声言語が言語であること。
- (5) 障害のある人の性別、年齢及び障害の状態に応じた適切な対応をする。
- (6) 社会的障壁の除去に当たり、可能な限り、障害のある人の意見を取り入れる。

◇社会的障壁ってどんなこと？

障害のある人の日常生活や社会生活において、社会参加を妨げる、事物、制度、慣行、観念などのことです。

事物

物理的な障壁

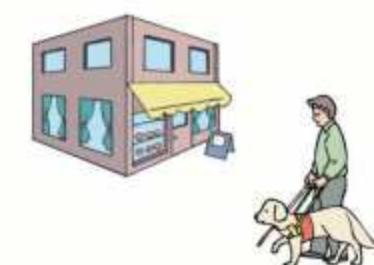
- ・道路や建物の段差
- ・建築物の構造



制度

制度的な障壁

- ・補助犬と店に入れない
- ・資格や免許が制限される



慣行

文化・情報の障壁

- ・点字や手話の配慮がない
- ・わかりづらい言葉の使用



観念

心理的な障壁

- ・無知や無関心
- ・心ない表現や視線、態度



これらの社会的障壁を取り除き、「共生社会」の実現を目指します。

2. みんなが暮らしやすい まち「所沢」にするために

社会的障壁を取り除くことが必要です



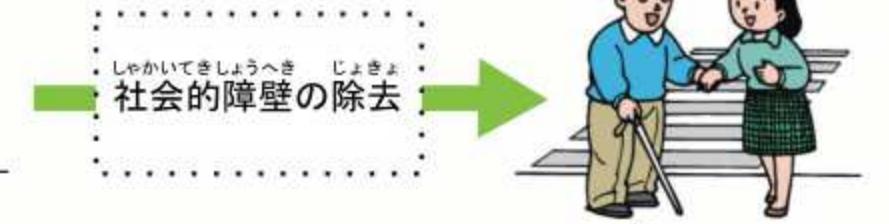
障害の有無にかかわらず、誰もが自分の意思によって、持てる力を存分に發揮し、活躍できる社会、みんなが暮らしやすいまちにするために、社会的障壁を取り除くことが必要です。

◇ 条例に社会的障壁を取り除くための取り組みを明記しました！

障害のある人、市民・事業者、市ができることをやる(4P)

合理的配慮の提供(4P)

不利益な取扱いの禁止(5P)



みんなが暮らしやすいまち！

障害のある人にとって、社会的障壁は自分で解決できるものではありません。自分には関係ないと思わず、身近なことで、できることからはじめましょう！

◇ 障害のある人、市民・事業者、市ができることをやる。

みんなが暮らしやすいまち「所沢」にするためには、多くの協力が必要です。

障害のある人の役割

障害のため困難なことや、必要とする配慮について、相手と共有するようにする。

市民・事業者の責務

- ・障害のある人に合理的配慮をする。
- ・障害に関する理解を深める。
- ・共生社会実現のための施策に協力する。

市の責務

- ・障害のある人が自立した生活を送るための支援
- ・障害の理解を促進するための周知・啓発
- ・障害のある人やない人が交流するための機会の提供
- ・合理的配慮の提供（義務）
- ・その外、市民や事業者への必要な支援



◇ 合理的配慮の提供

合理的配慮とは、障害のある人に対する社会的障壁に気づいたとき、大きな負担とならない範囲で困りごとに対して、必要な配慮をすることです。

具体例

- ・段差がある場合に車椅子利用者にキャスター上げ等の補助をする。
- ・筆談、読み上げ、手話、点字、拡大文字等のコミュニケーション手段を用いる。代筆や代読を行う。
- ・連絡先などに電話番号のみではなく、FAX番号、メールアドレスも記載する。



配慮が必要な意思表示があった場合、また、配慮が必要なことが客観的に明らかな場合も配慮をします。

◇不利益な取扱いの禁止

次の事例のように、障害のある人に対して、正当な理由なく、権利利益を侵害することを禁止したものです。

!
次のような事例は不利益な取扱いになります。



障害を理由として、
対応を拒んだり、
順番を後回しにする。

車椅子であることのみを
理由に乗車を拒否する。

威圧的な口調で話したり、
横柄な態度をとる。

*気をつけてほしいこと

障害には様々な種類があり、見た目では分からない障害がある方もいます。あなたの無意識の言動が、その人にとっては、不利益な取扱いとなるかもしれません。

【障害の種類】

身体障害

(肢体、視覚、聴覚・音声・言語、平衡、咀嚼、内部)

知的障害

(発達障害及び高次脳機能障害を含む)

精神障害

(治療方法が確立していない疾病等)

3. 共生社会実現のため 市が行う取り組み

◇市内事業者への補助金交付

社会的障壁の除去推進事業

- 内容：社会的障壁の除去に要する費用の全部又は一部を助成
- ①意思疎通支援用具の作成（上限10,000円）·····点字資料の作成等
 - ②物品の購入（上限30,000円）·····スロープ等の購入
 - ③工事の施工（上限100,000円、補助率1/2）·····手すり等の工事施工

◇出前講座等の実施

周知・啓発活動

市内における障害に関する理解を深めていくために、事業者や団体等に対し、本条例や市の障害福祉行政について出前講座等を実施することで、周知・啓発を図ります。



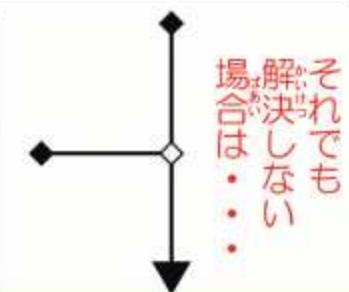
◇障害に関する相談

(1) 相談窓口の設置

障害を理由とする差別に関する相談などについては、市もしくは相談機関にご相談ください。

所沢市（担当部署）	TEL（04-）	FAX（04-）
障害福祉課	2998-9116	2998-1147
こども福祉課	2998-9223	2998-9035
こころの健康支援室	2991-1812	2995-1178

相談機関（相談支援事業所）	TEL（04-）	FAX（04-）
ところざわ障がい者相談支援センター	2929-1705	2923-4780
障害者生活支援センター 所沢しあわせの里	2921-5566	2921-6666
生活支援ルーム さぽっと	2992-7888	2935-3555
地域生活支援センター ぼぱり	2008-3244	2924-3366
地域生活支援センター 所沢どんぐり	2993-8585	2993-8585



- (2)「社会的障壁の除去に関するあっせん調整委員会」の設置
- あっせんの必要があると認められた場合、当委員会において、十分に当事者の意見を聴取し、あっせん案の作成を行います。